

◎新潟県告示第1026号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市市野江丙19、丙44の2、丙62の子、丙89の1、丙89の3、丙89の11、丙110の甲、丙112、丙114、丙115、丙143の丑から丙143の辰まで、丙143の午、丙213、丙231、丙239、丙240、丙296の2、丙297、丙298、丙298の子、丙317、丙318、丙320、丙325の甲、丙325の甲子、丙326、丙326の子、丙640、丙640の1、丙677、丙679、丙684、丙688、丙702、丙703、丙708から丙710まで、丙711の寅、丙713、丙717、丙734、丙735、丙749の2、丙761（次の図に示す部分に限る。）、丙762、丙764から丙767まで、丙776、丙776の1、丙776の2、丙778、丙786から丙788まで、丙793、丙821、丙837の2、丙840の1、丙848、丙849、丙850の1、丙851、丙852、丙857から丙859まで、丙860の1、丙861の1、丙863から丙867まで、丙873の1、丙876、丙878の1、丙879の1、丙880から丙882まで、丙884、丙891、丙893、丙896、丙897、丙899、丙900、丙902の1、丙904の子、丙907、丙909、丙911から丙918まで、丙924、丙926から丙932まで、丙934から丙938まで、丙941、丙943、丙945から丙947まで、丙950から丙962まで、丙964、丙966、丙969、丙978、丙980、丙981、丙983の1、丙986の1、丙990から丙995まで、丙997、丙998、丙1000から丙1002まで、丙1004から丙1007まで、丙1051、丙1052、丙1052の子、丙1053、丙1054、丙1065、丙1070から丙1073まで、丙1075の1、丙1075の2、丙1076、丙1079、丙1081、丙1082、丙1084、丙1085、丙1087、丙1089、丙1091、丙1092、丙1098から丙1103まで、丙1105から丙1109まで、丙1118、丙1119の1、丙1120、丙1123の1から丙1123の3まで、丙1124、丙1127、丙1128、丙1132から丙1135まで、丙1137、丙1138、丙1148、丙1150、丙1152から丙1156まで、丙1163から丙1169まで、丙1171、丙1174から丙1176まで、丙1178から丙1189まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）